

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 新旧対照表 (抄)

○ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成二十二年法律第十八号) (抄) (第二百七十七条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(罰則)</p> <p>第二十一条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法 (明治四十年法律第四十五号) に正条があるときは、同法による。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第二十一条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法 (明治四十年法律第四十五号) に正条があるときは、同法による。</p> <p>2・3 (略)</p>